

令和3年度

補正予算書

和歌山県紀の川市

目 次

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）	1
令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）	13
令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）	16
令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）	19
令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	23
令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）	26
令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）	29
令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）	31

令和 3 年 度

紀の川市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度紀の川市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ605,228千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,472,964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		6,569,890	73,000	6,642,890
	1. 市 民 税	2,793,100	60,000	2,853,100
	3. 軽自動車税	264,100	13,000	277,100
13. 分担金及び負担金		393,579	10,522	404,101
	1. 分 担 金	11,771	15,942	27,713
	2. 負 担 金	381,808	△5,420	376,388
14. 使用料及び手数料		236,791	△5,300	231,491
	1. 使 用 料	75,578	△5,300	70,278
15. 国庫支出金		6,240,667	785	6,241,452
	1. 国庫負担金	3,052,414	△18,634	3,033,780
	2. 国庫補助金	3,163,133	19,419	3,182,552
16. 県支出金		2,256,584	△26,982	2,229,602
	1. 県負担金	1,402,292	△79,679	1,322,613
	2. 県補助金	700,837	64,569	765,406
	3. 委 託 金	153,455	△11,872	141,583
17. 財産収入		51,840	151	51,991
	1. 財産運用収入	47,140	151	47,291
19. 繰入金		949,002	64,990	1,013,992
	1. 特別会計繰入金	74,356	15,792	90,148
	2. 基金繰入金	872,666	49,198	921,864
21. 諸収入		390,547	△30,494	360,053
	4. 雑 入	365,747	△30,494	335,253
22. 市 債		2,530,600	△691,900	1,838,700
	1. 市 債	2,530,600	△691,900	1,838,700

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款項にかかる額		14,458,692		14,458,692
歳入	合計	34,078,192	△605,228	33,472,964

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		236,725	△3,972	232,753
	1. 議会費	236,725	△3,972	232,753
2. 総務費		4,402,566	△106,950	4,295,616
	1. 総務管理費	3,724,175	△85,014	3,639,161
	2. 徴税費	331,193	△389	330,804
	3. 戸籍住民基本台帳費	170,747	8,700	179,447
	4. 選挙費	161,768	△29,930	131,838
	6. 監査委員費	3,246	△317	2,929
3. 民生費		12,264,668	△148,481	12,116,187
	1. 社会福祉費	6,580,774	△69,329	6,511,445
	2. 児童福祉費	4,843,185	△78,896	4,764,289
	3. 生活保護費	840,354	△256	840,098
4. 衛生費		3,657,613	△95,507	3,562,106
	1. 保健衛生費	2,548,871	△69,305	2,479,566
	2. 清掃費	1,108,742	△26,202	1,082,540
6. 農林業費		1,255,717	120,374	1,376,091
	1. 農業費	1,156,585	141,137	1,297,722
	2. 林業費	99,132	△20,763	78,369
7. 商工費		1,712,203	△131,146	1,581,057
	1. 商工費	1,712,203	△131,146	1,581,057
8. 土木費		2,577,533	△24,081	2,553,452
	1. 土木管理費	437,801	△96,421	341,380
	2. 道路橋りょう費	943,260	5,265	948,525
	3. 河川費	25,803	3,588	29,391

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 都市計画費	951,461	70,884	1,022,345
	5. 住宅費	219,208	△7,397	211,811
9. 消防費		1,182,207	△24,793	1,157,414
	1. 消防費	1,182,207	△24,793	1,157,414
10. 教育費		3,213,241	△100,657	3,112,584
	1. 教育総務費	339,596	△12,826	326,770
	2. 小学校費	516,213	△21,660	494,553
	3. 中学校費	580,633	△16,249	564,384
	5. 社会教育費	870,026	△18,371	851,655
	6. 保健体育費	877,870	△31,551	846,319
11. 災害復旧費		11,202	△1,500	9,702
	2. 公共土木施設災害復旧費	8,920	△1,500	7,420
12. 公債費		3,433,816	△88,515	3,345,301
	1. 公債費	3,433,816	△88,515	3,345,301
補正されなかった款項にかかる額		130,701		130,701
歳出合計		34,078,192	△605,228	33,472,964

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	貴志川支所施設管理事業	4,598千円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事業	3,300千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業	2,005千円
6. 農林業費	1. 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	26,483千円
6. 農林業費	1. 農業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	88,358千円
7. 商工費	1. 商工費	北勢田工業団地専用排水管移設事業	25,257千円
8. 土木費	1. 土木管理費	地籍調査事業	6,180千円

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	市道等維持修繕事業	21,000千円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業	38,787千円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	主要幹線道路整備事業	62,161千円
8. 土木費	5. 住宅費	市営住宅整備事業	69,006千円
10. 教育費	2. 小学校費	小学校運営事業	9,571千円
10. 教育費	3. 中学校費	中学校運営事業	4,585千円
10. 教育費	3. 中学校費	中学校空調設備整備事業	96,216千円
10. 教育費	5. 社会教育費	生涯学習施設管理運営事業	11,852千円

款	項	事業名	金額
10. 教育費	6. 保健体育費	体育施設管理運営事業	74,185千円

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7. 商工費	1. 商工費	商工振興事業	200,335千円	商工振興事業	97,817千円

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業会計出資金	千円 97,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理施設整備事業	千円 157,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 142,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理 地域対策事業	千円 22,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 24,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
児童福祉 地域対策事業	42,700	〃	〃	〃	40,700	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	16,200	〃	〃	〃	24,700	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	52,200	〃	〃	〃	44,000	〃	〃	〃
農業施設整備事業	337,500	〃	〃	〃	385,800	〃	〃	〃
道路橋りょう 整備事業	118,900	〃	〃	〃	160,100	〃	〃	〃

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 9,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 13,600	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設業 整備事業	39,700	〃	〃	〃	40,000	〃	〃	〃
中学校施設業 整備事業	328,500	〃	〃	〃	320,300	〃	〃	〃
社会教育施設業 整備事業	218,600	〃	〃	〃	207,000	〃	〃	〃
保健体育施設業 整備事業	137,400	〃	〃	〃	116,200	〃	〃	〃
公共土木施設業 災害復旧事業	1,600	〃	〃	〃	2,200	〃	〃	〃

廃止

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
臨時財政対策債	千円 826,900	普通貸借は 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 —	—	—	—	決算見込みによる 財源調整

令和 3 年度

紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度紀の川市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 県支出金		1,536	30	1,566
	1. 県補助金	1,536	30	1,566
3. 繰入金		2,349	△2,347	2
	1. 一般会計繰入金	2,348	△2,347	1
5. 諸収入		9,954	6,714	16,668
	2. 貸付金元利収入	9,219	6,714	15,933
補正されなかった款項にかかる額		4,214		4,214
歳入合計		18,053	4,397	22,450

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 土木費		16,766	4,397	21,163
	1. 住宅費	16,766	4,397	21,163
補正されなかった款項にかかる額		1,287		1,287
歳 出 合 計		18,053	4,397	22,450

令和 3 年度

紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和3年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,399,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,506,303	△2,763	1,503,540
	1. 国民健康保険税	1,506,303	△2,763	1,503,540
3. 県支出金		6,157,883	1,105	6,158,988
	1. 県補助金	6,157,882	1,105	6,158,987
4. 財産収入		313	6	319
	1. 財産運用収入	313	6	319
5. 繰入金		570,526	661	571,187
	1. 一般会計繰入金	570,524	661	571,185
9. 国庫支出金		0	1,704	1,704
	1. 国庫補助金	0	1,704	1,704
補正されなかった款項にかかる額		163,646		163,646
歳 入 合 計		8,398,671	713	8,399,384

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 基金積立金		136,098	713	136,811
	1. 基金積立金	136,098	713	136,811
補正されなかった款項にかかる額		8,262,573		8,262,573
歳出合計		8,398,671	713	8,399,384

令和 3 年度

紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）

令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

令和3年度紀の川市の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ874千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		22,696	△74	22,622
	1. 繰入金	22,696	△74	22,622
5. 市債		4,100	△800	3,300
	1. 市債	4,100	△800	3,300
補正されなかった款項にかかる額		4		4
歳入合計		26,800	△874	25,926

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 施設費		25,833	△874	24,959
	1. 施設管理費	25,833	△874	24,959
補正されなかった款項にかかる額		967		967
歳	出	合	計	
		26,800	△874	25,926

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療施設再編事業	千円 4,100	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 3,300	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和 3 年度

紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,744,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		657,705	22,272	679,977
	1. 後期高齢者医療保険料	657,705	22,272	679,977
3. 繰入金		1,053,304	△7,986	1,045,318
	1. 一般会計繰入金	1,053,304	△7,986	1,045,318
5. 諸収入		2,653	13,457	16,110
	4. 雑入	502	13,457	13,959
補正されなかった款項にかかる額		3,241		3,241
歳入合計		1,716,903	27,743	1,744,646

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,698,879	14,286	1,713,165
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,698,879	14,286	1,713,165
5. 諸支出金		2,051	13,457	15,508
	2. 繰出金	1	13,457	13,458
補正されなかった款項にかかる額		15,973		15,973
歳 出 合 計		1,716,903	27,743	1,744,646

令和 3 年度

紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和3年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,485千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,182,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,678,518	△4,616	1,673,902
	1. 国庫負担金	1,181,800	7,000	1,188,800
	2. 国庫補助金	496,718	△11,616	485,102
4. 支払基金交付金		1,830,185	△1,849	1,828,336
	1. 支払基金交付金	1,830,185	△1,849	1,828,336
5. 県支出金		1,001,628	△2,425	999,203
	1. 県負担金	946,538	4,375	950,913
	2. 県補助金	55,090	△6,800	48,290
6. 財産収入		150	25	175
	1. 財産運用収入	150	25	175
7. 繰入金		1,116,189	△21,620	1,094,569
	1. 一般会計繰入金	1,116,188	△21,620	1,094,568
9. 諸収入		48,506	△6,000	42,506
	3. 雑入	48,503	△6,000	42,503
補正されなかった款項にかかる額		1,544,065		1,544,065
歳入合計		7,219,241	△36,485	7,182,756

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		125,856	△19,195	106,661
	1. 総務管理費	19,854	△770	19,084
	2. 徴収費	5,195	△500	4,695
	3. 介護認定審査会費	100,807	△17,925	82,882
2. 保険給付費		6,534,109	35,000	6,569,109
	1. 介護サービス等諸費	5,890,004	75,000	5,965,004
	2. 介護予防サービス等諸費	225,603	△58,500	167,103
	4. 高額介護サービス等費	145,300	15,000	160,300
	5. 高額医療合算介護サービス等費	24,200	3,500	27,700
3. 基金積立金		77,193	5,779	82,972
	1. 基金積立金	77,193	5,779	82,972
4. 地域支援事業費		403,616	△56,007	347,609
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	192,062	△42,000	150,062
	2. 一般介護予防事業費	24,881	△5,846	19,035
	3. 包括的支援事業・任意事業費	186,000	△8,161	177,839
6. 諸支出金		69,057	△2,062	66,995
	2. 繰出金	8,200	△2,062	6,138
補正されなかった款項にかかる額		9,410		9,410
歳 出 合 計		7,219,241	△36,485	7,182,756

令和 3 年度

紀の川市水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度紀の川市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度紀の川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	2, 024, 793千円	△10, 038千円	2, 014, 755千円
第1項 営業収益	1, 782, 497千円	△9, 800千円	1, 772, 697千円
第2項 営業外収益	242, 294千円	△238千円	242, 056千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1, 775, 741千円	△21, 300千円	1, 754, 441千円
第1項 営業費用	1, 640, 933千円	△21, 300千円	1, 619, 633千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額722, 219千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44, 700千円及び過年度分損益勘定留保資金677, 519千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	491, 299千円	△73, 850千円	417, 449千円
第1項 企業債	296, 500千円	△116, 700千円	179, 800千円
第2項 国庫補助金	14, 100千円	35, 675千円	49, 775千円
第4項 出資金	153, 010千円	7, 175千円	160, 185千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1, 194, 950千円	△55, 282千円	1, 139, 668千円
第1項 建設改良費	633, 531千円	△55, 282千円	578, 249千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	296,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	179,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「60,334千円」を「60,096千円」に改める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸 本 健

令和 3 年度

紀の川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度紀の川市の下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度紀の川市の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	621,100千円	82,620千円	703,720千円
第2項 営業外収益	493,068千円	82,620千円	575,688千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	725,750千円	1,815千円	727,565千円
第1項 営業費用	582,454千円	1,051千円	583,505千円
第2項 営業外費用	139,996千円	764千円	140,760千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額305,167千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,344千円及び当年度分損益勘定留保資金259,823千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,408,347千円	△100,709千円	1,307,638千円
第1項 企業債	645,300千円	△95,200千円	550,100千円
第3項 出資金	450,725千円	△5,524千円	445,201千円
第6項 基金	5,420千円	15千円	5,435千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,631,071千円	△18,266千円	1,612,805千円
第1項 建設改良費	1,053,328千円	△9,058千円	1,044,270千円
第2項 企業債償還金	510,388千円	△9,223千円	501,165千円
第3項 基金積立金	5,420千円	15千円	5,435千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	645,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	550,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「330,505千円」を「413,697千円」に改める。

令和4年3月7日提出

紀の川市長 岸本 健